

# 一般社団法人 ACTO 武蔵浦和

## 広場 占用利用規約

一般社団法人 ACTO 武蔵浦和（以下、当法人）は、「埼玉県さいたま市南区沼影一丁目 93 番」（以下、対象地区）を中心としたエリアにおいて、敷地全体が一体となり、周辺に波及する持続的な地域活動に取り組むことを目的とする。

対象地区における広場及び通路は、所有者だけでなく、一般に開放され自由に通行又は利用できる区域であるが、エリアマネジメントの目的に資するもので、当法人及び当法人に許可を得た者は、占用及び一部占用利用を認めるものとする。

広場等の占用利用にあたっては、当該目的を理解し、本規約を遵守した上で占用利用可能となる。

## 第 1 章 広場等の概要

（占用利用目的・用途）

第 1 条 広場等を占用利用する際は、当法人の掲げる以下の事業目的に該当する活動とする。

- （1）対象地区内の**当法人**が運営する区画及び公共空間の活用に関する事業
- （2）対象地区の周辺地域を含めたコミュニティ形成活動に関する事業
- （3）その他、情報発信を始め、当法人の目的を達成するために必要な事業
- （4）その他、全各号に掲げるものに附帯する又は関連する一切の事業

2 前項における活動の主な例としては以下が考えられる。

- （1）地域の多様で多世代の人々が交流できる機会
- （2）地域の子どもたちへの学びや成長、親や子どもたちを支える機会
- （3）災害時に備え、地域の助け合える関係を築く機会
- （4）地域の人々の居場所を創出する機会
- （5）地域の自然、歴史や文化、産業などを知り、支援する機会
- （6）誰もが環境に配慮した暮らしができるために学び、体験する機会
- （7）若い世代が地域づくりに関心を持ち、参加する機会
- （8）多様な働き方や、地域での活躍を可能にする機会
- （9）その他、地域の魅力を向上させる機会に該当すると当法人が認めたもの

（広場等概要）

第 2 条 本広場は、「武蔵浦和駅前周辺地区計画」に定められた広場及び通路として、一般

に開かれており、日常自由に歩行者が通行又は利用することができる。

2 利用可能な広場等は次の4か所とする。

(1) 5階広場等の公共空間

地域の交流・憩いの場としての機能、地区内の生活支援・生活利便施設と連携し多様な活動を支える地域住民や事業者が多目的に利用できる広場

(2) 4階公開通路・公開階段

地区内の生活支援・生活利便施設と連携したにぎわいを創出する通路

(3) 3階公開通路・公開階段

地区内の生活支援・生活利便施設と連携したにぎわいを創出する通路

(4) 1階北東側広場

地区内の生活支援・生活利便施設と連携したにぎわいを創出する広場

3 歩行者用通路やバリアフリー通路など、別紙「利用ガイド」記載の「広場等概略図（広場区分け図）」を参照し、必要通路を確保して占用利用すること

## 第2章 広場等の占用利用

(占用利用時間)

第3条 本広場等の占用利用が可能な時間は、利用ガイドに定める。

2 ただし前項の時間外については、当法人運営事務局に事前に申請し、これを認めた場合はこの限りでない。

3 占用利用時間内においても、通行者に配慮して作業・催事等を行うこと。

(占用利用対象)

第4条 当法人会員規約第3条に定める会員のうち原則としてコアパートナー会員及び団体会員として入会した者とする。ただし、当法人が利用することがある。

(占用利用頻度)

第5条 連続利用を希望する場合は、状況に応じて事前に当法人運営事務局と別途協議を行うものとする。

(占用利用申請)

第6条 予約の申請開始時期及び予約上限は、利用ガイドに定める。

(申請内容の審査)

第7条 占用利用申請がされた時点で仮予約を行い、占用利用申請の内容と企画概要をもとに当法人が審査を行う。

2 広場等の利用にあたっては、当法人の審査期間を最大1ヶ月とする。ただし、別途管理組合への届け出が必要なため、管理組合から指摘事項があった場合には当法人と別途協議することとする。

3 審査の結果、広場等の使用を認められた場合には、当法人運営事務局から「占用利用承

諾」の通知をする。

(占有利用料金)

第8条 占有利用料金及び備品の使用については、利用ガイドに定める。

- 2 占有利用料金は、利用の翌月に当法人が指定する締め切り日までに支払うこととする。
- 3 占有利用時間の延長は、原則認めない。やむを得ず延長した場合には、当法人運営事務局から利用予約申請者に対して延長分の占有利用料金を請求することができる。
- 4 消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が適用される日より、本規約において定める料金に係る消費税及び地方消費税を変更するものとする。

(占有利用状況の報告)

第9条 広場等の占有利用後は、撤収する際に当法人運営事務局へ占有利用終了の連絡を行う。

- 2 マルシェ等の販売行為や複数の利用者が関わる際には、事前に運営関係者リストを作成し、当法人運営事務局事務局へ共有をすること。

(掲示物の申請)

第10条 事前に告知チラシ(最大 A4 サイズ、1種類に限る)を事務局に提出することで事務局が指定する場所に当該告知チラシを掲示することができる。提出されたチラシの設置は会員にて行い、会員は、設置場所、設置・回収の日時及び処分について事務局に指定することができないものとする。

### 第3章 広場等の占有利用制限・遵守事項等

(占有利用制限)

第11条 次の事項に該当する場合、又はおそれがあると認められた場合は、占有利用を制限し、不承認とする。また、当法人はこのために生じた損害賠償の責任を一切負わないものとする。

- 2 本規約第1条の利用目的のいずれにも該当しない場合
- 3 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 4 政治、思想、宗教、ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等に関係すると認められた場合
- 5 広場等の備品や植栽等が汚損又は破損のおそれがある場合
- 6 占有利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸した場合
- 7 危険物を持ち込んだ場合
- 8 その他、広場等の管理・運営上支障があると認められる場合
- 9 展示および装飾施工上、釘・鉋・アンカー等を打ったり、許可無く糊・強粘着テープ等を張った場合。
- 10 音・振動・臭気の発生等により、当建物の他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすまたはその恐れがある場合。

## 1 1 喫煙が発覚した場合。(本敷地は全面禁煙)

### (占有利用上の遵守事項)

第12条 次の事項に掲げるものを遵守しなければならない。

- 2 占有利用権の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- 3 広場等内の備品や植栽等が汚損又は破損があった場合、速やかに当法人運営事務局へ報告すること。
- 4 前項の損害に対する賠償金については、利用者にて全額負担するものとする。また利用者が現状復旧の義務を負うこととする。
- 5 関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法等）に基づき開催すること。
- 6 衛生面に注意して利用すること。
- 7 占有利用後は清掃の上、備品等を整理整頓し、原状に復すこと。
- 8 占有利用に際し発生したゴミ等は、持ち帰ること。
- 9 対象地区内は、バイク・自転車等を降りて通行すること。
- 10 利用者は、利用後、備品撤収・清掃・原状復旧を確認すること。
- 11 広場等の歩行者用通路について、歩行者用通路やバリアフリー通路など、別紙「利用ガイド」記載の「広場等概略図（広場区分け図）」を参照し、必要通路を確保して占有利用すること。

### (占有利用承諾の取消し、占有利用の中止)

第13条 次の事項に掲げるものに該当すると判断した場合、第7条記載の占有利用承諾の通知後においても、当法人運営事務局は利用者に対し、占有利用承諾の取消し及び占有利用の中止をすることができる。

- 2 第11条に掲げる内容に該当する場合
- 3 第12条に掲げる内容に反した場合
- 4 占有利用承諾した内容と開催時の内容が大きく異なる場合、条件に反した場合
- 5 当法人の許可なく、広場等の占有利用が発生した場合
- 6 公益上やむを得ない事由が発生した場合
- 7 指定日までに利用料の支払いがない場合
- 8 災害や事故、その他非常事態の事由が発生した場合
- 9 施設の修理、改修等の緊急を要する事象が発生した場合
- 10 関係諸官庁から中止命令が出た場合

### (注意事項)

第14条 占有利用時には、次の事項に掲げるものを注意すること。

- 2 占有利用中は、事故防止など十分な安全を確保し行うこと。
- 3 占有利用中の会場警備、来場者整理、誘導等は利用者の責任で行うこと。占有利用内容や集客見込みに応じて、会場警備や来場者の整理、誘導等の警備体制を整えることを占有利用条件に加える。
- 4 占有利用者は、占有利用にかかる一切についての責任を持つこと。

- 5 イベント保険の加入は占有利用者の責任で行うこと。イベント保険未加入にて広場等を占有利用した場合、広場等内の備品や植栽、施設等の汚損又は破損等が確認された際は、修繕費、備品購入費、損害賠償の全額を占有利用者に請求する。
- 6 騒音や暴力行為等の迷惑行為を行わないよう、周辺に対して十分に配慮すること。
- 7 周辺住民や他の施設の利用者に迷惑をかけたり、プライバシーを侵害したりしないよう十分に配慮する。
- 8 占有利用の範囲は活動に必要な範囲にとどめ、他の施設の業務に支障を与えないこと。
- 9 利用後の原状回復と清掃については、占有利用者が責任を持って実施すること。
- 10 火気を伴う占有利用は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法等）に基づき開催すると共に安全面に十分に配慮すること。
- 11 臭い及び煙の発生するおそれのある設備等を利用しないこと。
- 12 広場等での営業行為や公告等の配布は行わないこと。ただし、事前に当法人運営事務局より許可を得た場合はこの限りでない。当法人運営事務局に無断で前項の行為を実施した場合は、占有利用を中止とする。
- 13 広場等に専用のトイレは設置しないものとする。
- 14 広場等に専用の駐輪場、駐車場は設置しないものとする。参加者の交通手段については、占有利用申請者の責任において、公共交通機関の利用や近隣の有料駐車場等の案内等、責任をもって行うこととする。
- 15 活動に関する荷物の搬入車については、事前に当法人運営事務局と協議の上、専用の荷捌きスペースを活用し、利用箇所まで代車で運搬することとする。
- 16 広場等通行者との接触等人身事故及び備品などの盗難等のすべての事故等が生じた場合、速やかに当法人運営事務局報告することとする。
- 17 マルシェ等により販売を行う場合、責任の所在を明確にし、クレーム等のトラブルについては、占有利用者側で対処すること。
- 18 万が一トラブルが発生した際は、占有利用者は速やかに当法人運営事務局に報告する義務を負う。またトラブルの解決については占有利用者の責任において行うものとする。
- 19 広場等は、禁煙とする。
- 20 当法人の許可なく指定の場所以外に、みだりにビラ、ポスター等を貼付すること。
- 21 備品等を広場等から持ち出すこと。

(反社会的勢力排除)

#### 第15条

利用者は、自ら及び同伴利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約することとする。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- 3 当法人は、利用者が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手続き要することなく、直ちに会員登録者の利用資格を剥奪する。
- 4 前項に定める解除は、当法人の会員登録者に係る当該法人に対する損害賠償請求を妨げない。
- 5 本条第3項に基づき契約が解除された場合、会員登録者に係る当該法人は、当法人に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができない。
- (1) 反社会的や暴力的不法行為を行う組織の利益となる行為
  - (2) その他スタッフが適切でないと判断したもの

## 第4章 本規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

- 第16条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、当法人のホームページ等への掲載により会員に事前に通知の上、本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

## 第5章 附則

(附則)

- 第17条 本規約は、2023年3月28日より施行する。